

第8回 吹田市地域福祉計画推進委員会（要約版）

1 日 時 平成27年10月27日（火）午後1時59分から4時2分まで

2 場 所 メイシアター1階 集会室

3 出席者ほか

(1) 委 員 15名

藤井 伸生 委員長 松木 宏史 副委員長
中塚 尚 委員 熊井 茂治 委員 中谷 恵子 委員 富士野 香織 委員
入江 政治 委員 栗田 智代委員 益田 洋平 委員 門田 繁夫 委員
辻本 淑江 委員 藤本 衛 委員 松村 美枝子 委員 由井 勝利 委員
吉村 修 委員

(2) 市職員 15名

橋本 敏子 こども部長
増山 和也 こども部次長
平野 孝子 福祉保健部長
大嶋 秀明 福祉保健部次長
山本 重喜 高齢福祉室長
後藤 仁 障がい福祉室長
吉田 昭裕 千里ニュータウン地域保健福祉センター所長
村上 浩治 亥の子谷地域保健福祉センター所長
橋本 通良 内本町地域保健福祉センター所長
横井 基一 総合福祉会館 館長
高崎 充代 高齢支援課長
山内 薫 福祉総務課長
淵上 恭子 地域福祉室 参事
原田 有紀 福祉総務課 主幹
小林 孝太 福祉総務課 主任

(3) オブザーバー 3名

社会福祉法人 吹田市社会福祉協議会 広田 倫久 次長、佐伯 佳苗 参事
株式会社 関西総合研究所 池田 恭和 主任研究員

(4) 傍 聴 3名

4 配付資料

資料1 第3次 吹田市地域福祉計画案 目次

資料2 第3次 吹田市地域福祉計画 本文案（第1章～第6章）

資料3 第3次 吹田市地域福祉計画に掲載するコラムについて

資料4 今後のスケジュール

当日資料 オール大阪の社会福祉法人による社会貢献事業（リーフレット）

当日資料 社会貢献事業（生活困窮者レスキュー事業）経済的援助件数一北摂ブロッ
ク分一

5 内 容

- (1) 開会
- (2) 議事
- (3) その他

ア 前回以降の修正・第3次吹田市地域福祉計画案について

事務局から資料内容やスケジュールについて説明

委 員 長：皆さんの御意見を聞いていきたいと思えます。策定部会でも議論されたようなので、その経緯を副委員長から説明をお願いします。

副委員長：10月2日午後7時から9時を過ぎるまで活発な議論がなされました。1ページずつ、本文の文言や記載内容のチェックを丁寧に行いました。特に今回の二重線の個所は「記載の意図は分かるが誤解を招くのではないか」「これでは市民の方には通じないのではないか」などの意見を出し合いながら、修正をした個所です。具体的な修正についての報告は先ほどありましたが、本日は策定部会に参加されていない方からも、新しい目で計画案を見た時にどういった修正が必要かについて、御意見をいただけたらと考えています。

委 員 長：資料2の65ページ「地域福祉計画の施策体系（案）」については、施策の柱1から3は地域福祉計画の中で推進、進捗管理を行い、施策の柱4、5については他の個別計画に進捗等を委ねるというかたちで整理したことが大きなポイントとなっています。具体的な施策については、5つの重点施策が最初に説明され、その後重点施策以外の基本的な施策が展開されるという流れになっていますので、その点を整理して、全体像を把握していただければと思っています。全体をとおして各委員から御意見を伺っていききたいと思います。

A 委員：資料2の52ページ「まちの縁側」づくりでは、佐竹台をモデルにしたマップが作られており、今後発展的に続けていくという認識でしたが、77ページ「みんなの居場所づくり」の【現状と課題】①では「まちの縁側」と呼んでいますと表現されているだけです。「まちの縁側」の内容をこれから進めていかずに、「ふれあい交流サロン」「子育て広場」という形に変えていこうとしていると捉えられますが、そういった認識でよろしいですか。

事 務 局：住民同士のヨコのつながりづくりが必要であることから、気軽に立ち寄れる場所として2次計画から「まちの縁側」づくりを進めており、設置する範囲についても記載していました。

「まちの縁側」という名称ではありませんが、ふれあい昼食会や地区福祉委員会でされているサロンなども地域のヨコのつながりをつくる場という意味では、「まちの縁側」として考えています。

今後、「まちの縁側」づくりを進めないというわけではなく、住民の皆さんの居場所づくりとしてこれからも求められるものですので、【現状と課題】に書かせていただき、第3次計画でも地域の皆さんのヨコのつながりができる居場所づくりについて支援をしていくという位置付けにさせていただきました。

委 員 長：要するに、これまで「まちの縁側」づくりとして提唱してきたので、継承されても良いのではないかとという意見であると思えますが。

A 委員：財政的な問題もあるかと思いますが、地域で「まちの縁側」が作っていければ

と思っています。ふれあい昼食会や子育てサロンなどは、利用者が限定されてしまい目的別になってしまいます。高齢者や子どもなど誰でも気軽に集まれることが、「まちの縁側」の最初の考え方であったように記憶しています。自治会館をオープンにしていくようなことを考えつつある中で、行政の認識が変わってきているように思っています。今後は佐竹台のようなモデルは作らないということですよ。

事務局：計画案の【今後の方向性】に、今までの「まちの縁側」のような取組についての記述が漏れていますので、記述を追加させていただきたいと思います。

委員長：サロン等には補助金の関係で対象に制限があるものもありますが、まちの縁側づくりには特に制約はなかったと思います。2次計画で機運が高まってきたことから、今後の方向性として、文章の中に誰もが集まれる場といったニュアンスで表現をするようにしましょう。

B 委員：資料2の20ページなどに自治会活動について記載されていますが、ある市で自治会への強制加入を盛り込んだ条例改正をしたという事例がマスコミで報道されていました。吹田市では約6割しか自治会に加入していない現状を行政としてどのように打破されようとしているのですか。もし、強制的な加入にした場合、相当反発され、任意活動であると主張される方はいると思います。日本人である限り、地域に住む限り、ヨコとタテ、いろいろとつながらなければなりません。そうすれば、いざ何かがあった場合に知らない顔をすることができないはずです。私の地域では、半分強制的に自治会に入っていますが、何も問題は出ていません。任意なので加入しないという意見も出ていません。この辺りを行政としてはどのようにしていくかをお聞きしたいです。大震災が今後20～30年の間に起きる可能性が高いです。その時にあたふたするのではいけないと思うので、このことについて検討してください。

委員長：条例として義務付けとまではいかないにしても、市としての積極的な取組があればという意見だと思います。66ページ【今後の方向性】②では「自治会への加入を呼びかけていきます」と記載されています。「条例制定を検討する」というところまでは言いきれない部分があると思います。

A 委員：単一自治会が今まで加入促進を積極的に行ってこなかったから、このような状況になっていると考えています。私の自治会は600世帯ほどのうち360世帯しか自治会に加入していなかったため、危機感を持って役員で積極的な加入を勧めてきました。1つの方法として、転入してきた方には必ず役員が訪問し勧誘するようにしました。勧誘ちらしの文面に南海トラフ地震が70%の確率で起こるという内容を記載し、災害時には自治会に加入していることが大事であることを呼びかけています。個別訪問することで平成26年度は自治会への加入が27件ありました。自然発生的にはなかなか入ってもらえませんが、単一自治会も努力をしていく必要があると思います。行政が自治会への加入を強いることはできないと思います。魅力ある自治会を作ることが、加入を増やす方法であると思います。

副委員長：自治会の加入については、策定部会でも時間をかけて議論しました。藤本委員が言われたように、こつこつと日ごろの関係づくりが必要であるという意見もありました。資料2の66ページの【現状と課題】②では事実として6割の加入率を述べることにより、加入している人の少なさを市民に知っていただき、【今後の方向性】②では加入の呼びかけを行っていくということで記載していただ

きました。

事務局：自治会への加入を条例で強制するという形ではなくても、転入の際に自治会の加入用紙と一緒に渡し、加入を誘導している市町村や、本市でも行政の情報を入手する方法として80%の方が市報を挙げておられますが、自治会をとおして広報誌を配付している市町村など、自治会加入の取り扱いは市町村によって様々です。

吹田市の場合、自治会はひとつの「自治組織」という認識になっています。一方で、自治会の組織が地域福祉や行政に果たす役割は、大きなものであることも認識しています。

なぜ自治会の加入率が低くなってきたかについては、生活様式の多様化が大きいと考えています。吹田市では加入率が6割程度ですが、80%を超える地域や20%程度の地域もあります。そういった中で自治会の加入について、行政がどのように考えていくか、それぞれの地域だけではなく、全市的に自治会の方向性を、加入者だけではなく未加入者たちの声を集める中で考えなければなりません。本市では今のところ強制力を持った自治会加入は考えていません。

策定部会やこの場でも自治会に入っている、いないにかかわらず様々なつながりが必要であるという意見もあります。

「自治会に入っていないなくても困らない」という意見がありますが、自治会にはメリットがあるから入るのではなく、地域の一員として役割を果たすという意味があるものと考えています。

委員長：コラムを通じて、自治会の役割などをアピールしてほしいです。自治会を基本として考えていくことは重要であると思います。加入が減少している原因を考えていくことも必要だと思えます。各種団体などは、下請け的な仕事が多いですが、自治会は自主的な活動が中心となりますので、加入促進はしていくが、強制加入についてはとどめておくのが良いかと思えます。

C 委員：防犯カメラの設置について、1地区10台までの設置として30台分の助成が募集されていましたが、現在16台の設置にとどまっています。1台20万円までの助成で、運営と電気代などの維持管理に1万円程度かかるのに、その費用については、自治会の負担とされています。これは何とかならないでしょうか。災害時要援護者名簿については、どのように活用するのか分かりません。連合自治会長だけでは対応できません。

事務局：災害時要援護者名簿については、新しい名簿を2月にお渡しさせていただく予定です。この名簿については、防災訓練等で平常時にも使っていただけるようお願いしていきます。活用の事例も積極的に情報提供させていただきたいと考えております。

防犯カメラの設置については、課題として担当部局にお伝えします。

委員長：自治会によっては、管理費用の負担が厳しいのではないのでしょうか。資料2の72ページにある災害時要援護者については先進事例となる取組についての情報提供をお願いします。

事務局：以前に実施させていただいたアンケートや地域独自の取組、市との合同訓練などの取組の取材をしています。市のホームページやフォーラムなどで紹介させていただければと考えています。

D 委員：1つ目に資料2の94ページ(5)保健活動・医療体制は、10月2日の策定部会の際に記載のあった【今後の方向性】⑥と⑦がなくなっていますが、どうして

なのかお教えてください。

2 つ目に 95 ページ (7) 安心してサービスを利用できるための経済的支援の充実に書かれていることは、生活保護とどのような関係になっているのですか。

3 つ目に 97 ページ (4) 働く場所と働きやすい環境づくりに書かれている就労支援講座などは、ハローワークの取組と重複していませんか。

追加資料として配布された「社会貢献事業」の資料についても見方をお教えてください。

事務局：資料 2 の 94 ページについては、策定部会の際はたたき台としての案をお出ししていましたが、本日の資料は所管課と調整したものをお出ししています。95 ページの経済的な支援については、対象者の経済状況に関わらず挙げており、生活保護世帯の支援に限定したものではありません。生活保護などの国の制度ではなく、市の制度と府の制度を拡充した市の制度を挙げています。

「JOB カフェすいた」は市独自の事業で、「無料職業紹介所」は厚生労働省の認定を受けています。ハローワークの事業と重複しないよう、技術習得などの講座を行っています。

E 委員：追加資料は、社会福祉施設の社会貢献事業のコラムに関する資料として配布させていただきました。社会貢献事業（生活困窮者レスキュー事業）は、平成 16 年度から、高齢者の関係施設で実施してきたもので、生活保護を受ける前段階の人に食べ物などの現物支給も含め支援してきました。10 年間で 142 件、金額にして 767 万円を支援しています。今年度からはオール大阪の取組として、保育所や障がい者施設なども参加しています。

D 委員：(5) 保健活動・医療体制については、健都などの具体的なことが省かれているのが、気になっています。

事務局：11 月に庁内で調整を行いますので、その際に確認させていただきます。

F 委員：資料 2 の 96 ページ【今後の方向性】⑥の「コミュニティバス」は、「福祉バス」のことではないのですか。福祉バスの復活をぜひともお願いしたいです。

事務局：福祉バスの代替策としましては、阪急バスの増便などに取り組んでいます。福祉バスの復活は考えておらず、要望などが多ければ、代替となるものを検討していきます。

G 委員：資料 2 の 74 ページの【今後の方向性】④の高齢者の虐待について、虐待されている人を施設で一時的に保護することがありますが、施設は利用者以外の人への対応に特に神経質になっています。そのようなケースにおける、施設との連携・調整などについてもしっかりと考えておいてください。

事務局：自分で判断することが難しい人との契約ということになれば、後見人などの手続きを進めることができますので、施設で問題などがあれば、市に御連絡いただきたいと思います。

G 委員：事前の話し合いだけでなく、その後の取り扱いについても連携していただきたいです。

A 委員：高度の認知症の人が、出歩かされているケースがあり、様々な人から相談を受けたりしますが、親族の承認がないと保護できないと言われました。

事務局：認知症の方については、安全の確保を図ることが最優先なので、まずは安全な所に誘導します。これは施設への入所ということではありません。入所などの契約の話になると、親族との話し合いになります。

H 委員：資料 2 の 70 ページ 【今後の方向性】⑤企業のボランティア活動については、

様々な企業が積極的に取り組まれており、ボランティア活動について事例発表会をしている所もあります。もう少し踏み込んだ記載にしてもよいのでは。

73 ページ 【今後の方向性】①において、「スーパー」だけでなく「コンビニエンスストア」も例として入れてはどうでしょうか。

74 ページ 【今後の方向性】③は「効果的に運用」ではなく、「相互補完的」の方がふさわしいのではないのでしょうか。それから、目次に第6章が抜けています。

委員長：今の御意見を受けて、事務局の方で御検討をお願いします。

I 委員：資料2の73ページ【現状と課題】①について、実際、認知症の方の問題は、買物だけでなく様々な所で生じています。駅や図書館などで発見され、保護・サポートされたという事例も聞きました。認知症サポーターに関する事業所などへの支援はどのようなものがありますか。

事務局：コンビニなどに対して、認知症サポーター養成講座への参加を働きかけ、認知症サポーターのいる店に貼っていただくステッカーなどについても周知を図っていきます。

高齢者への見守りを行う徘徊高齢者 SOS ネットワーク事業に協力していただける事業所も募集しています。

J 委員：24ページ7行目の点訳や音訳などで障がいのある方をサポートしている団体ですが、80ではなく現在は94となっています。

事務局：24ページについては、85ページと合わせて整理する予定です。このボランティアグループの活動紹介の記載についても今後検討させていただきます。

委員長：皆さんにいただいた御意見を踏まえて、第3次吹田市地域福祉計画（素案）とさせていただきます。追加の御意見などがあれば、事務局に連絡をお願いします。

イ その他

事務局：パブリックコメントを12月22日から実施します。計画素案を市ホームページで公開するとともに、情報公開課、福祉総務課等にも設置する予定です。いただいた御意見に対しては個別に回答するのではなく、整理して市としての考え方をホームページなどで公開する予定です。

12月19日土曜日の午前10時から12時にメイシアターの集会室で、地域福祉市民フォーラムを開催します。「災害時要援護者への支援」をテーマに、神戸の人と防災みらいセンターから紹介いただいた、兵庫区自立支援協議会、魚崎町防災福祉コミュニティの方、吹田市からは藤本委員、障がい者施設の職員の方などに取組を発表していただきます。

※次回の推進委員会の日程（平成28年2月19日金曜日、午後2時から市役所第3委員会室）の告知をして、閉会